白石市の「放射能対策」について

沼倉昭仁

〔質問〕「広報しろいし」5月号によれば、旧町内でも0・23マイクロシーベルトを超えるポイントがある。「除染計画」を第一版と第二版に分けずに、角田市のように、最初から市内全域を対象とすべきではないか。

〔答弁〕【市長】速やかに除染を行うために、第一版として国の航空機モニタリングを踏まえ、作成した。第二版では子どもの生活空間で0・23マイクロシーベルト以上の施設を除染の対象としたい。

〔質問〕なぜ、「覆土のみ」としたのか。

〔答弁〕【市長】表土除去では莫大な汚染土が発生する。その仮置き場が住民の反対もあり確保できなかったことから、難しいと判断した。

〔質問〕国の基準が食品100ベクレル、飲料水10ベクレルと厳格にされたが、その対策はどうしているのか。

〔答弁〕【市長】消費者庁の機器は測定時間を20分から40分にして検出限界値を25ベクレルに、市購入の機器は70分測定で10ベクレルの検出限界値にしている。

〔質問〕測定希望者が増加すると思われる山菜の時期など、市民の要望に応えて測定器を増やしたらどうか。また、自家栽培の市民向けに、例えば「広報しろいし」などで、放射能対策としてのカリ肥料の有効性を解説したらどうか。

〔答弁〕【市長】8月末に宮城県から測定器を1台借りる予定なのでそれで対応したい。

また、自家栽培用の広報での周知は、今後検討したい。

〔質問〕宮城県の有識者会議のメンバーは、少なくとも汚染状況重点調査地域における健康調査は必要だと見解を変えてきている。白石市も健康調査を実施すべきではないか。

〔答弁〕【市長】有識者会議のみならず、東北大学の先生などのご意見を参考に判断して、現在のところ、実施はしない。

〔質問〕行政の役割として、「被害の状況を把握する」「東京電力から補償の具体的内容を聞き出す」「書類作成のアドバイスをする」など、白石市が補償の窓口を務めることも必要ではないか。

〔答弁〕【市長】JAや企業単位にはそれぞれ動いている。さらには、県で、合同で補償を行っているのが現実である。

空き家等の適正管理について

佐久間儀郎

〔質問〕個人資産でも常時無人の状態にあって長年放置され傷みがひどく、窓や入り口が壊れて簡単に内部に入れる建物等は、不審者の侵入、放火といった心配がある。敷地も含め放置しておくのは防犯・防災上、生活環境面から好ましいものではなく、行政課題として何らかの措置が必要である。前に同僚議員も指摘した際に、市長は「防犯環境の観点から自治会と協力して所有者に喚起していく、条例制定化については研究していきたい」と答弁されている。そこで、①条例化の調査、研究の進捗②市内の空き家等の実態把握③市民から通報なり苦情があった場合どう対処しているか。④所有者等が不明の場合はどうするのか。⑤管理についての基本的な市の考え方⑥今後、条例整備も視野に具体の対策をどう考えているか。以上、市長の所信を伺う。

〔答弁〕【市長】①例えば所沢市の条例は、市長は所有者に対し助言、指導、勧告、そして命令ができ、従わない場合は住所や氏名等を公表することができるとある。②実態調査をしていない。③建物ではなく敷地の管理、特に雑草の管理について年に数件の苦情があり文書にて適正管理を要請している。④⑤市が所有者を確認し適正管理を要請している。⑥所有者管理が基本であり条例制定までは考えていない。

〔質問〕空き家・空き店舗を適正に管理する上でも積極的に有効活用していく必要がある。

本市の空き家・空き店舗情報システムは人口定住策としても優れている施策と思う。運用の実績等をお知らせ頂き、今後どのように充実・推進していくのか伺う。

〔答弁〕【市長】合計15件の情報提供をうけ6件が契約成立、交渉中1件、照会中が4件、持主の都合で4件が取下げ。今後は広報等で市民に周知徹底を図り積極的に登録を呼びかける。ホームページには物件情報のほか定住促進に関する各種支援策や生活情報など、定住者にきめ細かい情報を一元的に発信していく。